

海岸休養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例

海岸休養施設条例（平成11年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区 分		単 位	利用料金の上限額	区 分		単 位	利用料金の上限額
キャンプ広場		[略]	円 <u>1,130</u>	キャンプ広場		[略]	円 <u>1,160</u>
[略]				[略]			
ロッカー		[略]	<u>230</u>	ロッカー		[略]	<u>240</u>
シャワー	小学校児童及び中学校生徒	[略]	<u>230</u>	シャワー	小学校児童及び中学校生徒	[略]	<u>240</u>
	その他の者	[略]	<u>340</u>		その他の者	[略]	<u>350</u>
第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1件1日につき <u>1,370円</u>		第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1件1日につき <u>1,400円</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。